

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件物品調達契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品調達契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県環境創造センター所長 郡司 博道

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

なお、参加資格制限期間中の者は、調達契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあっては仕入先又は卸し先。以下、「仕入先等」という。）となることは認められていない。応札製品について該当が無いことを確認のこと。

※ 福島県出納局入札用度課ホームページでの参加資格制限情報に注意すること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第 3 号様式。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記 5 の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。

ア 納入期限までに必ず納品する旨の確約書（様式任意（参考様式 1））

※ 申請者の記名及び登録印があること。

イ 参加資格制限業者が今回の調達契約に係る物品の全部若しくは主要な部分の仕入れ先となっていない旨の製造元からの証明書、又は申請者の登録印による確認書（様式任意（参考様式 2））

5 入札書の提出期限等

- (1) 資格確認申請書の提出期限及び提出場所

令和 8 年 7 月 22 日（水）午後 5 時 15 分まで 福島県環境創造センター環境放射線センター
なお、申請書類は郵送を可とする。

- (2) 入札書及びその添付書類の提出期限及び提出場所

ア 持参する場合

令和 8 年 8 月 6 日（木）午後 1 時 30 分 福島県環境創造センター環境放射線センター
小会議室

イ 郵送する場合

令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 5 時 15 分 福島県環境創造センター環境放射線センター

- (3) 開札の日時及び場所

令和 8 年 8 月 6 日（木）午後 1 時 30 分 福島県環境創造センター環境放射線センター
小会議室

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（第 6 号様式）に必要とする事項を記載し、指定日時及び場所へ提出すること。
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（県からの通知）の写し
 - イ 委任状（第 7 号様式） 代理人が出席し、入札する場合
- (3) 入札書を郵便（簡易書留に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に密封のうえ、当該中封筒及び外封筒に次のア、イに掲げた事項を記載し、期限必着となるように郵送すること。
 - ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）
 - イ [8月6日開札「件名：ダストモニター用ろ紙」の入札書在中]なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (4) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
 - ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

福島県財務規則第 249 条第 1 項第 4 号の規定に基づき入札保証金は免除する。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記 5 で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は上記 6 の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、再度入札に付することができるものとし、再度入札の方法については、別途通知する。
- (5) 再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、1 回に限り再度入札に付することができるものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県環境創造センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第 1 号様式）により入札説明書及び仕様書に関する部分については福島県環境創造センター環境放射線センター（電話 0244-32-0800、ファクシミリ 0244-32-0809）に令和 8 年 7 月 16 日（木）午後 5 時 15 分までに説明を求めることができる。
県は、入札説明書等に関する回答書（第 2 号様式）にて、福島県環境創造センターホームページに掲載する方法により回答する。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記 3 の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して 2 通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
ただし、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とするがある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が 2 人以上あるときは、別記「入札におけるくじ」により落札者を定める。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第 229 条第 1 項各号（別記 1）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書等の作成

- (1) 購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取消すことがある。
- (4) 本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、下記 18 に掲げる部署宛に電子メールにより提出すること（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）。

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページ内の電子契約サービスに関するページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>）を参照すること。

16 契約条項は、契約書及び財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

18 当該契約に関する事務を担当する部署

福島県環境創造センター環境放射線センター

郵便番号 〒975-0036

住 所 福島県南相馬市原町区萱浜字巣掛場 4 5 番地の 1 6 9

福島県環境創造センター環境放射線センター

電 話 0244-32-0800

F A X 0244-32-0809

電子メールアドレス kansou-housyasen@pref.fukushima.lg.jp

別記

入札におけるくじ

条件付一般競争入札の開札の結果、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある場合は、「くじ」により落札者を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合は、有資格者コードの下3桁の数値が記載されたものとみなす。

2 くじの手順

(1) 有資格者コードの小さい順にくじ番号（0、1、2・・・）を付与する。

(2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。

(3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)のくじ番号の入札参加者を落札者とする。

【例】入札参加者3名が同額入札の場合

1 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

A社（有資格者コード 000212003）・・・くじ番号 1

B社（有資格者コード 100033645）・・・くじ番号 2

C社（有資格者コード 000003025）・・・くじ番号 0

2 くじの数の和と求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社（くじの数 123） 合計（123+072+452=647）

B社（くじの数 072）

C社（くじの数 452） 余り（647÷3=215・・・余り2）

3 落札者の決定

落札者は、余りの2と一致するくじ番号であるB社となる。

別記 1（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 項の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 200 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) から (11) まで (略)
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) から (18) まで (略)